



公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 4 日

大館市長 石田 健佑

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班／小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の終期
集 R4-67	大館市早口字掛上 16 番 35	40/20	山林	0.05	令和 25 年 3 月 31 日
	大館市早口字丸谷地 72 番 28	40/149		0.34	
	大館市早口字丸谷地 72 番 39	40/223		0.04	
	大館市早口字丸谷地 72 番 70	40/149		0.10	
	大館市早口字金堀沢 80 番 4	40/215,216,217		0.56	
	大館市早口字金堀沢 80 番 5	40/213		0.69	
	大館市早口字金堀沢 81 番 3	40/174		0.02	
	大館市早口字金堀沢 139 番 16	40/77		0.55	
	大館市早口字堰向 7 番 2	40/230		0.06	
	大館市早口字巻廻上段 99 番 27	40/267		0.91	

2 縦覧場所

大館市産業部林政課

3 本公告により、大館市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。